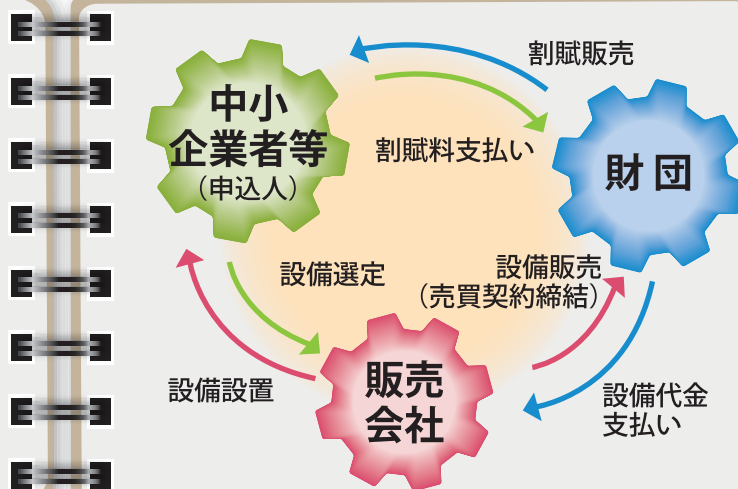


設備貸与制度(割賦販売)の金利を補助 することで、3年間、実質無利子化します!

設備貸与制度(割賦販売)とは

中小企業の皆さまに代わり、(公財)岡山県産業振興財団が機械・設備を販売会社から直接購入して、中小企業の皆様に長期かつ低利な条件の割賦販売でご利用いただく制度です。



実質無利子化の対象となる主な条件について

今年度
お申込み
の方

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年2月1日以降のいずれか1カ月の売上高が、前年同月比15%以上減少している方
- ② 令和3年3月10日までに、財団による設備の設置確認が可能な方

既に
ご利用中
の方

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年2月1日以降のいずれか1カ月の売上高が前年同月比15%以上減少している方
- ② 財団と割賦販売契約を締結し、令和2年3月10日までに財団による設備の設置確認が完了している方

補助対象：(公財)岡山県産業振興財団に支払った割賦損料について最長3年間分

募集期間：令和2年8月12日(水)～令和3年3月31日(水)

